

第7期府中市障害者等地域自立支援協議会

答 申 書

令和3年3月

はじめに

国内法の整備を経て障害者権利条約が締結され、障害者が住み慣れた地域で暮らすことが当たり前の社会となってまいりました。一方、社会全体では少子高齢化が進み、また、地域の間人関係が希薄になるなど、課題も変わってまいりました。

そうした中で、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「協議会」といいます。）では、市内の障害福祉サービス事業者や障害者福祉団体、医療、就労関係者などの幅広い分野の方々にお集まりいただき、地域の支援体制における課題の共有や整理をし、改善に向けた協議を行ってまいりました。

7期目となる今期の協議会では、平成31年4月に市長から次の事項について検討を依頼されました。

- 1 相談、就労等について、地域における障害者及び障害児への支援体制の整備に関する事項
- 2 その他市長が必要と認める事項

今期は、これらの内容を踏まえ、協議会の中で検討が必要とされる課題を挙げてまいりました。

協議会では、地域課題に対しより掘り下げた内容で協議するために、全体会の下に令和元年度～令和2年度を通して「相談・くらしの部会」、「就労支援部会」を設置し、それぞれ次のような課題について検討しました。

相談・くらしの部会においては、府中市において、市民の方々が障害の種別や程度に関わらず、安心して地域での生活を送れるような支援体制を整えるために、地域生活支援拠点等の整備に関して必要な機能を検討しました。検討の手順として、まず府中市における地域ニーズの抽出を行い、そのうえで、抽出されたニーズに沿った地域生活支援拠点等の必要な機能を5つ（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）に分類し、検討しました。

就労支援部会においては、「障害のある方が安心して働き続けられる地域（社会）を構築する」をメインテーマに、市内の中小企業の障害者雇用促進のために必要なこと、就労定着のために必要なことについて、障害者雇用を支援している現場（就労移行支援事業所）からの声を集約しながら議論を進め、地域の課題を整理しました。

本答申書は、これら2年間の協議の結果についてまとめたものです。今後、市の行政運営に、この答申書の内容が活かされることを期待しております。

今後も協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念いたしまして、答申にあたっての巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河 井 文

目 次

1	相談・くらしの部会の検討結果について	1
2	就労支援部会の検討結果について	9
3	最後に	17

資料

資料 1	府中市障害者就労支援に関するアンケート	18
資料 2	府中市附属機関の設置等に関する条例	22
資料 3	府中市障害者等地域自立支援協議会規則	24
資料 4	府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿	26
資料 5	会議開催状況と内容	27

1 相談・くらしの部会の検討結果について

(1) 相談・くらしの部会について

相談・くらしの部会は、平成31年3月まで設置していた相談支援部会を引き継ぐかたちで令和元年度より始まった部会である。府中市では、国の第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）の成果目標に定められている地域生活支援拠点等の整備が未だ進んでいない現状があるため、相談・くらしの部会は地域生活支援拠点等についての検討を行うことを目的とし、設置された。平成31年3月の第6期府中市障害者等地域自立支援協議会答申書で、相談支援部会からの答申として基幹相談支援センターの設置について取りまとめた内容を踏まえ、府中市における地域生活支援拠点等の整備手法および地域生活支援拠点等に必要な機能について、検討を行った。

(2) 取組経過

ア 令和元年度の取組

まず、地域生活支援拠点等という国の施策の概要と意図を把握するところから始めた。令和元年8月に厚生労働省社会・援護局より担当者を招き、地域生活支援拠点等についての説明会を開催した。その中で、地域生活支援拠点等には、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりという5つの機能が求められることが確認された。また、府中市における地域生活支援拠点等に必要な機能を考えるためには、府中市の地域課題をより具体的に抽出することが重要であり、自立支援協議会の委員だけではなく、市内の障害当事者・家族・事業者等の意見をもっと幅広く聞くことが必要であるとの認識を得た。

令和元年9月には、八王子市の地域生活支援拠点等の取り組みについての視察会を実施した。八王子市は、地域特性に鑑みて面的整備という整備手法で地域生活支援拠点等の事業を展開している。具体的な取り組みや個別の支援事例を伺うことで、議論を深めることができた。

さらに令和2年2月には、「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」を開催した。意見交換会には、自立支援協議会の各委員、市内の障害当事者・家族・各団体等の代表者、さらに地域生活支援拠点等の機能に関わる市内の事業所・医療機関等のスタッフら総勢30名以上が出席された。意見交換会では、まず参加者に地域生活支援拠点等の説明を行った。その後、KJ法を用いたグルー

プワーク方式で意見交換を実施した。

イ 令和2年度の取組

前年度に実施した「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」のグループワークで出された参加者からの意見を、地域生活支援拠点等における5つの機能に則したかたちで分類し、地域課題（ニーズ）の抽出を行った。その上で、具体的に府中市で5つの機能をどのように事業化するかを検討した。

検討の順序として、まず各機能に関連するものとして、現状府中市内の社会資源にはどのようなものがあるかを把握し、その社会資源について分析を行った。さらに、現状の社会資源だけでは足りないものを、どのようなかたちで地域生活支援拠点等として事業化していくことが必要かを議論し、最終的な答申としてまとめた。

(3) 現状

ア 府中市における地域生活支援拠点等の整備状況について

府中市では、地域生活支援拠点等の整備は未だ行われておらず、地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所も市内には1ヶ所も設置されていない。一方、基幹相談支援センターは令和2年度より府中市障害者福祉課内に設置されており、拠点等の機能との連携が望まれる状況となっている。

地域生活支援拠点等の整備は行われていないものの、既存の社会資源の中にはすでに地域生活支援拠点等の機能として求められる活動を一部担っている事業所が市内には存在する。現状は、それらの活動を地域生活支援拠点等として体系的に整備していくことが必要とされる。

イ 地域生活支援拠点等の各機能にかかわる府中市の現状と課題について

(7) 相談の機能について

府中市において、現状障害福祉分野の相談支援の中核を担っているのは、市が運営している基幹相談支援センターと4ヶ所の委託相談支援事業所（地域生活支援センター）である。また、障害福祉サービスの対象者に関しては、指定特定相談支援事業所18ヶ所（令和元年度時点）が計画相談支援等を実施することで相談支援を行っている。

現在、基幹相談支援センターは障害者福祉課内に設置されていることもあり、市役所の開庁時間内で相談支援業務を実施している。一方、4ヶ所の地

域生活支援センターはそれぞれ土日の一部を開所することや、一部の曜日で平日17時以降も相談対応を行うなど、市役所の開庁時間以外にも部分的に相談支援を実施し、市民からの相談をより幅広く受けることに取り組んでいる。各々の地域生活支援センターには、相談支援専門員をはじめとする専門職が配置されている。

地域ニーズとしては、平日の夜間や休日等に相談支援を実施してもらいたいというものや、市民が「相談をしてよかった」と思えるような対応を各機関が行ってほしいというものが抽出されている。

(イ) 緊急時の受け入れ・対応の機能について

府中市において、現状緊急時の受け入れに類する事業を行っている事業所は、緊急一時入所を実施している2ヶ所のみである。しかし、受け入れ可能な障害の種別や年齢等が限られており、すべての障害のある方が利用できる事業としては整備されていない。また、休日の緊急対応はできない等の制約もある。市内には、短期入所のサービスを実施している事業所も複数箇所あるが、原則として利用には事前予約が必要であり、緊急対応は困難である。

地域ニーズとしては、障害のある方と同居している家族に急な事情が発生して本人の介護ができなくなってしまうとき等に、緊急の対応をしてもらいたいというものが抽出されている。

(ロ) 体験の機会・場の提供の機能について

府中市内には、グループホームや短期入所を実施する事業所が複数箇所あり、それらを利用することで障害のある方が一人暮らし等の体験の機会を得ることが可能である。また、精神科病院や障害者支援施設等からの地域移行を目指す方に関しては、地域移行支援のサービスを利用したうえでグループホームや短期入所等への体験宿泊の機会の提供が可能である。日中活動系サービスの事業所では、通所利用に向けた体験利用は市内の多くの事業所で日常的に行われている。

現状市内で利用できる体験の機会・場は、どこも1日から1週間程度の体験期間となっている。

地域ニーズとしては、障害のある方が将来一人暮らしをすることを想定して、3～6ヶ月程度の中期的な体験利用をできる場が市内にあってほしいというものが抽出されている。

(i) 専門的人材の確保・養成の機能について

府中市内にある障害福祉サービス等の事業所では、各事業所で人材の確保や研修等を行っている。その中で、障害福祉サービスを担う専門的な人材が「足りていない」という実感はどの事業所にもあり、地域ニーズとして抽出されている。しかし、具体的に「どの職種が、どのように、どのくらい足りないのか」ということはまだ十分に把握されていない。

また、市内で活動する事業所の連絡会等で研修の機会は各々設けられているが、必要な人材の確保・養成について体系的に検討したうえで、どのような研修等を実施することが望ましいかを検討する機会を持つことはできていない現状がある。

(ii) 地域の体制づくりの機能について

府中市内には、障害福祉サービス等を提供する事業所同士の連絡会がいくつもあり、それぞれの事業分野で連携を図る体制が築かれている。一方、各々の連絡会同士がさらに連携を図ってつながる機会は限られている。また、障害福祉の分野を超えた他分野との連携の機会も限られている。

地域生活支援拠点等の機能に則していえば、府中市で地域生活支援拠点等の取り組みが具体的に動き出した後、市全体として必要な機能がどの程度果たされているかをコーディネートする役割をどの機関が担うのかは未だ不透明であるといえる。

(4) 検討結果

「府中市における地域生活支援拠点等に必要な機能」については、次のとおり。

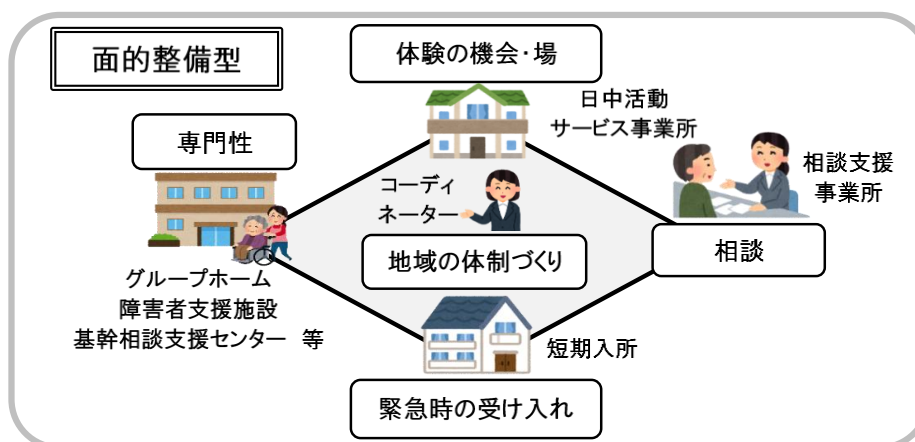
ア 地域生活支援拠点等の整備手法について

府中市では、地域生活支援拠点等の整備を「面的整備」という手法を進めていくことが望ましい。現状、既存の社会資源[※]において地域生活支援拠点等に求められる各機能の一部を担っているところもあるため、それらの社会資源をつなげて面的な整備を行い、地域全体として地域生活支援拠点等の機能を体系的に果たせるような整備手法を取ることが望ましい。

また、府中市で地域生活支援拠点等の取り組みを実施する目的として、「いろいろな障害があっても、本人と家族が安心して府中市で暮らすことができること」を支援するものであることを確認した。

※ 社会資源とは、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、その他障

害福祉サービス事業所が主な担い手として考えられるが、あらゆる地域ニーズにも対応できるよう医療機関等の様々な分野との連携も想定される。



※ 地域生活支援拠点等には多機能拠点整備型と面的整備型があります。
 出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議(平成 28 年 12 月 12 日)」資料より作成

イ 地域生活支援拠点等の機能について

(1) 相談の機能について

府中市において、障害福祉分野の相談支援の中核を担っている基幹相談支援センターと4ヶ所の委託相談支援事業所（地域生活支援センター）が、それぞれ現状よりも相談のニーズを持っている方にとってアクセスしやすくなることが望ましい。

具体的には、相談対応可能な時間帯や曜日等を今よりも増やす方向で検討することが必要とされる。そのためには、各支援センター等における相談支援に携わる人員を今以上に増強することが必須となる。さらに、すぐに相談に応じることができなくても、少なくとも相談のニーズを持っている方がいつでも相談を発信できるようにするため、メール等による相談の受付を各支援センター等で実施することも必要とされる。

また、困ったときの相談先を市民に対してわかりやすく周知することが必要であり、府中市内で相談支援機能の中核になる各支援センターと基幹相談支援センターについてPRするパンフレットを作成し、広く配布することが望ましい。

市内の指定特定相談支援事業所は、地域生活支援拠点等の相談支援機能の一部を担うために、府中市からそれぞれの事業所が地域生活支援拠点等に位

置付けられていることが望ましい。そのうえで、府中市における計画相談支援の質の向上のために、今後特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会で、相談支援専門員向けの共通のマニュアルを作成していくことが望ましい。

(i) 緊急時の受け入れ・対応の機能について

府中市内に障害の種別や年齢等の制限なく、すべての障害のある方が利用できる緊急時の受け入れ・対応可能な社会資源を整備することは、現状すぐには困難である。しかし、緊急対応が必要になった後に対応するのではなく、日常的な支援の中で緊急対応が必要になった場合の対応を想定しておくことは可能である。

具体的には、計画相談支援を活用することが望ましい。サービス等利用計画の中に、緊急対応が必要になった場合にどのような支援体制を組むことができるかを当初から想定して盛り込んでおく。特に、障害のある方と同居している家族に急な事情が発生して本人の介護ができなくなってしまった場合等は、サービス等利用計画の内容に基づいて指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が関係機関との緊急時のサービス調整を行う体制を築いておくことが必要である。

指定特定相談支援事業所は、府中市から地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所であることで、実際に緊急時の調整を行った際に、地域生活支援拠点等相談強化加算を請求できるようにしておくことが望ましい。また、受け入れ側として想定される短期入所事業所等も同様に地域生活支援拠点等として府中市に位置付けられておくことが望ましい。

さらに地域定着支援という既存のサービスを活用することでも、緊急時の24時間の連絡体制を確保、提供することが可能となる。緊急時の連絡体制を確保することで、安心して暮らせるという方が増えるためには、府中市内の指定一般相談支援事業所を増やす必要もある。

(ii) 体験の機会・場の提供の機能について

府中市内にある既存のグループホームや短期入所を実施する事業所が、府中市から地域生活支援拠点等に位置付けられていることで、体験の機会・場の提供を目的とした受け入れを拡大していくことが望ましい。日中活動系サービスの事業所も同様に地域生活支援拠点等として府中市に位置付けられることで、体験利用支援加算を請求できるように整備することが望ましい。また、体験を希望する方の受け入れ体制を整備することも必要である。

また、体験の機会は、その人の「住む場所」に合わせたかたちで提供されることが望ましい。障害のある方が、将来的に親亡き後も自宅に住むことが想定される場合、家族が援助を行っている時期から自宅で一人になった後のことを想定して、様々なサービスを体験的に自宅で利用できるようにしたり、3～6か月程度の中期的な体験の場としてグループホームを活用するなど、本人が家族以外の方から援助を受けて暮らしていくという経験をつめることが望ましい。サービス利用も含めた体験の場の創出について、柔軟な発想と対応が求められる。そのためにも本人の意思を尊重したうえで障害当事者、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所、府中市がより一層連携を強化しながら対応できる体制を構築していくことが必要となる。

(i) 専門的人材の確保・養成の機能について

府中市における専門的人材の確保・養成にあたっては、まず具体的に「どの職種が、どのように、どのくらい足りないのか」ということを検証する必要がある。そのために、市内の障害福祉サービス事業所等を対象とした人材確保・養成についての調査に取り組むことが望ましい。自立支援協議会として、今後基幹相談支援センター等と協力しながら上記の調査に取り組んでいくことが必要である。

また、災害時等の非日常的な状況が生じた場合には、必要なサービスを提供する人材の確保は、事業所ごとの取り組みだけでは限界があるため、事業所同士が人材確保に関して従前から協定を結び、足りない部分に対して柔軟に対応できるような体制を構築しておくことが望ましい。府中市には、地域生活支援拠点等の機能の一環としてそうした体制をつくる援助を行っていくことが望ましい。

(ii) 地域の体制づくりの機能について

今後、府中市における地域生活支援拠点等の取り組みがどのように進み、どのような機能を果たしているかについては、自立支援協議会において状況を把握していくことが必要とされる。その際には、基幹相談支援センターと連携して、地域生活支援拠点等の各機能の整備状況や活用について具体的な事例を通してモニタリングしていくことが望ましい。

そのために、支援の現場で作成されているサービス等利用計画の内容やサービス担当者会議の内容が、自立支援協議会において事例として集積される仕組みを作ることが必要である。現在実施されている特定相談支援（障害

児相談支援) 機関連絡会との連携を図ることで、地域課題を共有し、障害福祉に関するシステムづくりに繋がる体制となることが望ましい。

2 就労支援部会の検討結果について

(1) 就労支援部会について

平成30年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正で就労定着支援が創設された。同年、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正で、障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げられ、令和3年3月には2.3%に引き上げられる予定となっている。法や制度の整備は進んでいるものの、障害者がいきいきと働き生活するためには、雇用側や共に働く人、地域の人々の理解と支援が必要不可欠である。

府中市でも特に知的障害者や精神障害者の働く場の確保や就労の定着の支援を必要とする人が多くなってきている。府中市障害者計画、障害福祉計画（第5期）でも就労支援の強化がうたわれており、就労支援部会では府中市における就労支援についての課題を様々な角度から状況を整理し、「障害のある方が安心して働き続けられる地域（社会）を構築する」をメインテーマに議論・検討を行った。

(2) 取組経過

ア 令和元年度の取組

障害者本人側からと企業側から、雇用に向けた支援および定着に向けた支援について、現状と課題、解決策について意見を集約した。

イ 令和2年度の取組

令和元年度の協議より見えてきた課題の中から市内の中小企業の雇用促進に着目し、中小企業の障害者雇用促進を目指して支援をしている現場の声を聞くため、就労移行支援事業所にアンケートを実施した。アンケートをもとに、障害のある方が安心して働き続けられる地域を構築するために必要となる支援を検討した。

(3) 現状

ア 障害者本人への支援について

(ア) 障害者への雇用に向けた支援の現状と課題

- ・ 生活基盤が整っていない状態で仕事に就こうとしてしまうことがある。
- ・ 学校や就労移行支援サービスを受け就職する場合は、教員や事業所の職員との関係性がある程度できているが、3年後に引き継ぐ「府中市障害者就労支援センターみ～な」（以下、「み～な」という。）とは関係性ができていないところからの支援となる。

- ・ み～なの人手が足りず、ハローワークなどの同行がなかなかできない。
- ・ 府中市や近隣市での求人募集が少なく、都心に多い。

(4) 障害者への就労定着に向けた支援の現状と課題

- ・ 学校や就労定着支援のフォローは最大3年間で、その後はみ～なに引き継ぐ。
- ・ 学校においては教員の人事異動があるため、障害者本人が頼りたくなった時に、本人を知る教員がいなくなっている場合がある。
- ・ み～なの人手が足りず、問題の発信のない職場には年に1回の職場訪問もできないことがある。
- ・ 働き続けると仕事を教える立場になるなど、継続していくステージによって困りごとが変化していく。

イ 企業への支援について

(7) 企業への雇用に向けた支援の現状と課題

- ・ 大手企業であれば特例子会社や就労継続支援A型などで障害者を集めることができるが、中小企業が障害者を雇用する場合には健常者と障害者が共に働くことになる。
- ・ どのような仕事をお願いできるかわからない。
- ・ どのように雇用の相談をしたらいいかわからない。

(4) 企業への就労定着に向けた支援の現状と課題

- ・ 雇用しても仕事の切り出しがわからない、切り出せる仕事が見つからない。
- ・ 人員が足りず、仕事の切り出しを考えるゆとりがない。
- ・ 障害者をフォローする人員が足りない。(職場内支援に関する不安)
- ・ 障害特性や合理的配慮について人事担当者や管理者は理解していても、現場が理解できていない。(組織全体における障害理解啓発に関する不安)
- ・ 企業からの問題の発信がない。

ウ 府中市障害者就労支援に関するアンケートについて

(7) アンケート対象

就労支援部会では府中市障害者就労支援機関連絡会の構成機関である市内就労移行支援事業所8ヶ所に「府中市障害者就労支援に関するアンケート

ト」を実施し、就労支援の現状について現場の声を聞いた。

(イ) アンケート内容

就労移行支援・定着支援それぞれについて以下の内容を質問する。

- ・ 支援にあたって重視していること。
- ・ 企業から求められたこと。
- ・ 企業側に不足していると感じること。
- ・ 障害者の雇用を広げる（働き続ける）ために不足していること。
- ・ 障害者の雇用（定着）についての悩みや不安について。
- ・ 障害者の雇用を広げる（働き続ける）ために府中市に期待すること。

(ウ) アンケート結果

就労移行支援について			
①	過去3年間の就労移行支援を利用した就労者数 過去3年間の就労定着支援利用者数	127名 (内市内就職者数20名) 105名	
②	就労に結び付いた経路	ハローワーク求人 事業所で開拓した会社 等	
③	市内や近隣市で就職先を見つけるために取り組んでいること		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用実績のある企業に相談 ・ ハローワークの求人から情報収集 ・ 人材紹介エージェントを利用 ・ 東京しごと財団等公的就労支援機関を利用 		
④	就労支援がうまくいかず離職につながったケース		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病状の悪化 5件 ・ 仕事が合わない 4件 ・ 職場の雰囲気、人間関係 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の配慮が不十分 2件 ・ 作業能力面で不適合 1件 ・ 体力・意欲不足 1件 	
⑤	就労支援において重視している点		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の能力に合った仕事 8件 ・ 通院の保障、服薬管理など雇用管理上の配慮 5件 ・ 短時間勤務など労働時間の配慮 4件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上司や専門職などによる定期的な相談 4件 ・ 賃金・労働条件 3件 ・ 生活全般に関する相談員の配置 2件 ・ 移動の配慮 2件 	

⑥	<p>障害者の雇用を広げるために必要だと思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における障害者雇用についての理解 ・本人を理解してくれる人の配置 ・障害者本人の自己理解と職責を果たす意識付け ・実習だけでなく、短期間（1週間から1カ月程度）の就労の体験
⑦	<p>就労支援において企業から求められたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の対応(通院同行など) ・問題が起こった時の解決策 ・仕事の切り出し、今ある仕事以外の切り出し
⑧	<p>障害者の雇用を広げるにあたり、企業側に不足していると思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業全体、職場全体の障害者従事者が自社の従業員であるという理解、認識 ・障害特性を理解しようという気持ち ・障害特性に合った合理的配慮の理解
⑨	<p>障害者の雇用を広げるために、府中市に期待すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業への講座や学習会などの啓発、広報活動 ・雇用場所・実習先の確保 ・障害者本人やその家族への必要な社会資源の活用方法を含めた情報提供 ・在宅勤務の導入のサポート ・府中市独自の雇用。み～なの職員・支援体制の強化
<p>就労定着支援について</p>	
①	<p>定着するための支援として、重視している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者及び企業のマッチング（ミスマッチを防ぐためできる限り実習を行う。） ・障害者の自己理解と自己発信の訓練 ・本人との面談や職場訪問 ・企業との情報共有、いつでも連絡が取れる体制 ・基本的な生活習慣や体調管理の支援
②	<p>定着するために企業側から求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務以外の相談窓口の機能。精神面、生活リズム、マナーなど ・本人の理解者としての意見や本人の気持ちの聞き取り ・本人と企業との橋渡しの役割
③	<p>定着しなかった事例のうち、企業側に不足していると思われる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解をしようという気持ち ・合理的配慮の理解（本人の要望を全て受け入れることが合理的配慮ではない。） ・上司やスタッフの異動などによる環境変化への対応の情報共有 ・体調不良による長期休暇や、薬の副作用による体調不良への理解

④	<p>障害者が働き続けることができる環境をつくるために、府中市に期待すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の障害者雇用についての相談や情報共有の場 ・企業と障害者双方への就労支援やその他福祉サービスの情報発信 ・企業と障害者のズレの修復のための橋渡し機能であるみ～なの強化 ・企業への合理的配慮のための経済的支援 ・実習生受け入れ企業への助成金 ・ジョブコーチの配置 ・家族支援
---	--

(4) 検討結果

ア 障害者の雇用の促進について

常時雇用をしている労働者が100人を超える企業では、障害者雇用率未達成の場合は納付金を払わなければならない、ハローワークからも指導が入る。そのため障害者雇用に対し積極的で、府中市では雇用率を満たしている企業が多い。しかし、常用労働者が100人未満で、かつ障害者雇用率未達成でも納付金徴収の対象とならない中小企業は、障害者雇用に結びつかない場合が多い。このような市内の中小企業に焦点を当て、府中市の障害者が住み慣れた地域で働くことができるように、市内の中小企業の雇用促進の方策について検討を行った。雇用実績のある企業からは次の雇用に結びつきやすいため、特に1人目の雇用への支援に着目をした。

(7) 企業に向けたPR

企業に向けた障害者雇用に関するPRのツールとして、簡潔でわかりやすいリーフレットの作成を検討する。

(イ) 障害者雇用にかかる相談の場の確保

府中市と府中市障害者就労支援機関連絡会が主催の障害者雇用相談会を継続して実施する。障害者雇用をしている企業や障害者雇用をしたいと思っている企業と就労支援機関とのディスカッションが行われ、障害者雇用の困りごとや相談を気軽にできる場となっている。

(ウ) 実習先の開拓及び拡充

障害者雇用を知ってもらうために職場実習のできる企業を増やしていく。企業と障害者とがそれぞれ、障害者が働くイメージを持ってもらうことで雇用を促進していく。

(エ) 情報共有ツール等の活用

子どものころからの情報が書かれた「ちゅうファイル」や、障害者自身が働くうえでの自分のアピールポイントや希望する配慮等をまとめることができる「就労パスポート」（厚生労働省作成）などの情報共有ツールや、就労支援事業所による就労アセスメントなどを活用し、企業に障害者のことを理解してもらう。

イ 障害者の就労定着のための支援について

障害者が働き続けるためには障害者本人と企業の双方への支援が必要となる。障害者本人への支援としては就労支援機関の活用、定期的な訪問・面談、生活面のサポートなどが必要なため、更なるみ～なの拡充及び関係機関の連携強化が望まれる。

(7) 就労支援にかかる障害福祉サービスの提供及び情報発信

府中市には8ヶ所の就労移行支援事業所と、そのうちの4ヶ所は就労定着支援事業を行っている。就労に向けた訓練を受けることができる就労移行支援と、就職後に定期的な訪問や面談をしてもらえる就労定着支援があり、安心して働くことができる。定着支援の利用上限である3年を経過した後、み～なが引継ぎ継続して定着支援を行っている。

また、現在、府中市障害者就労支援機関連絡会ではツイッターで就労移行支援事業について情報発信を行っている。

(イ) 障害者本人の自己理解と自己発信の促進

障害者本人が働き続けるためには、自己理解と自己発信をし、企業に理解してもらうことが必要だが、うまく発信ができない場合も多い。就職の際や転職、部署の変更、上司が変わった時などに障害理解をしてもらえるように就労パスポートなどの情報共有ツールを、障害者側から意識的に活用していくような仕組み作りも大切である。

(ウ) 生活面や家族への支援

障害者が働き続けるためには、日常生活の安定が最重要である。睡眠時間や金銭管理、人間関係などの生活に関わることや家族にも支援の目を向け、問題を解決していくことで安心して仕事に取り組むことができる。

ウ 障害者の就労定着のための企業への支援について

障害者が働き続けるためには企業による障害特性の理解や合理的配慮が必要不可欠である。そのためには就労支援機関が定期的な職場訪問や企業、障害者本人との面談を行うなどし、関係性を築いておくことが重要となる。関係性が築けていれば問題が起きても対応し、継続して就労することができようになる。そのため、就労支援機関の機能強化と更なるみ～なの拡充が必要である。

(ア) 障害理解促進のための支援

管理者だけでなく現場で働く社員が障害者雇用に理解をし、本人の障害特性を理解できるよう「ちゅうファイル」や「就労パスポート」などの情報共有ツールを活用し支援をする。異動など環境が変わっても、理解が途切れないように継続して利用していく。また、職場内障害者サポーター事業などを活用し、職場内で日常的な支援ができる体制を整える。

(イ) 相談体制の構築

障害者本人だけではなく企業側も就労支援機関やジョブコーチを活用し、就職してからも仕事の切り出しや困ったことなどの相談ができる体制を作る。

エ 府中市に期待すること

府中市はくらやみ祭りなど大きなお祭りがあり、地元を大切にしている人々が多くいる街である。商工会議所や青年会議所、ライオンズクラブ、ロータリークラブなど地元根付いた団体が活躍している。障害者が安心して働き続けられる地域を構築するというテーマで議論を行ってきたが、障害者の就労の場を見つきたいという話をしたら、「やってみようか」と申し出てくれる企業も多くいるかもしれないと期待できる街でもある。障害者雇用について地元根付いた団体にPRができる場があれば、より理解が深まり住み慣れた地域での雇用に繋がるのではないかと思う。府中市の障害者の多くが府中市で働くことができると、何かがあった時に支援者がすぐに駆け付け、また、障害者や企業もすぐに支援者へ相談に行くことができ、支援を通して安定して働き続けることができる。

府中市が市内の企業より率先して障害者雇用に取り組み、市職員における障害者雇用の更なる拡大を検討してもらいたい。また現在は障害者福祉課だけで行われている庁内実習の場を今後は他課にも拡充することや、チャレンジ雇用を行うなど、就労の機会を広げてもらいたい。

障害者が就労定着するためにはマンパワーが不可欠である。み～なの雇用形態を含め継続的に働くことができる専門職を育成できる体制を構築し、障害者や企

業が安心して相談できるような相談員の質的・量的確保が必要である。また、駅から近く障害者が気軽に相談に出向ける場所の確保も今後の課題である。地域にハローワークや大きな病院があることを強みに医療も含めた支援の輪を構築し、障害のある人が安心して働き、市民として生き生きとその人らしい生活が送れるように、就労支援が充実したものになることを期待する。

最後に

協議会においては、各部会等の報告を了承し、ここに答申書として市に提出するものである。

府中市におかれては、本答申の内容を受け止め、今後の市政運営に反映されることを期待する。

保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関と障害当事者、家族、市民が協働して、府中市障害者計画の理念である「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」が推進されることを祈念する。

令和 2 年 8 月 日
府中市障害者等地域自立支援協議会
会長 河井 文

府中市障害者就労支援に関するアンケート

【調査目的】

このアンケート調査は、府中市内の障害者就労支援事業所の現状や取組についてお伺いし、今後の就労支援事業の強化に向けて、取り組むべき課題や障害者雇用促進の方向性について、参考とさせていただくために実施するものです。なお、回答いただいた内容は、目的以外で使用することは一切ございません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【調査対象】

府中市障害者就労支援機関連絡会に属する就労支援事業所、府中市障害者就労支援センターみ～な

【回答・送付方法】

本シートに回答を直接入力していただき、メールにてご提出ください。

回答期限：令和 2 年 9 月 4 日（金）

送付先：mi-na@f-sinsyo.jp（担当：桑田）

【問い合わせ先】

府中市障害者等地域自立支援協議会 就労支援部会 部会長 高橋

Tel : 042-358-1085 Fax:042-336-9085 Email: sien-akebono@m5.dion.ne.jp

貴事業所について

事業所名	
回答者名	

設問 1 貴事業所における雇用実績（過去 3 年の就職につながった方）について、ご記入ください。

就職者数	延 人	内市内就労人数	延 人	定着支援人数	延 人
------	-----	---------	-----	--------	-----

設問 2 どのような経路で就労に結びつきましたか。※複数回答可

①ハローワーク求人 ②事業所で開拓した会社 ③その他（ ）

回答欄	
-----	--

設問 3 市内や近隣市で就職先を見つけるために、貴事業所が取り組んでいることをご記入ください。

<自由記述>

設問 4 就労支援が上手くいかず離職につながったケースについて、該当する番号枠に○をつけ、具体的な内容や原因等をご記入ください。※複数選択可。コロナ禍による影響は除いてご記入ください。

① 仕事内容があわない	⑤ 疲れやすく体力、意欲が続かなかった
② 職場の雰囲気・人間関係など	⑥ 会社の配慮が不十分だった
③ 作業、能力面で適応できなかった	⑦ 障害のため働けなくなった（病状の悪化）
④ 通院が困難	⑧ その他（ ）

<自由記述>

設問 5 就労支援において、貴事業所が重視している点について、該当する番号枠に○をつけ、その理由をご記入ください。※複数選択可。

① 賃金・労働条件	⑤ 上司や専門職などによる定期的な相談
② その方の能力にあった仕事内容	⑥ 職業生活、生活全般に関する相談員の配置
③ 通院時間の確保、服薬管理など雇用管理上の配慮	⑦ 移動のための配慮
④ 短時間勤務など労働時間の配慮	⑧ その他（ ）

<自由記述>

設問 6 障害者の雇用を広げるために必要だと思われる点について、次の項目（①企業の理解、②職場環境、③障害者の努力、④行政の支援など）をもとに、ご記入ください。

<自由記述>

設問 7 就労支援において、企業から求められたこと（①職場訪問、②生活面での相談、③仕事の切り出し、④通院同行など）があったら、具体的にご記入ください。

<自由記述>

設問 8 障害者の雇用を広げるにあたり、企業側に不足していると思われること（①障害特性の理解、②障害特性にあった合理的配慮など）があったら、具体的にご記入ください。

<自由記述>

設問 9 障害者の雇用を広げるために、府中市に期待することはどのようなことですか。

<自由記述>

<定着支援について>

設問 1 定着するための支援として、重視している点はどのようなことですか。

<自由記述>

設問 2 定着するために、企業側から求められることはどのようなことですか。

<自由記述>

設問 3 定着しなかった事例のうち、企業側に不足している点と思われることは何ですか。

<自由記述>

設問 4 障害者が働き続けることができる環境をつくるために、府中市に期待することはどのようなことですか。

<自由記述>

質問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第 9 条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が 1 年未満の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第 3 条 前条第 1 項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

（委員の定数）

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

（委員の任期）

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門調査員）

第 6 条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第 1 項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

（部会）

第 7 条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（秘密保持義務）

第 8 条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

障害者等地域自立支援協議会委員	日額	8,000円
-----------------	----	--------

別表(第2条～第5条)

1 府中市長の附属機関

府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以内	2年
------------------	--	-------	----

※ 別表については、府中市障害者等地域自立支援協議会に関する部分を抜粋しています。

府中市障害者等地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。次号において「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3 人以内
- (2) 法第 51 条の 2 第 1 項に規定する指定相談支援事業者 4 人以内
- (3) 障害者又はその家族等 2 人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5 人

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第 5 条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協

議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

(◎会長 ○副会長)

	氏 名	選出母体及び役職名
○	桑田 利重	地域生活支援センターみ～な センター長
	鈴木 卓郎	社会福祉法人えりじあ福祉会 地域生活支援センタープラザ施設長
	高橋 美佳	社会福祉法人あけぼの福祉会 地域生活支援センターあけぼのの所長
	原 郷史	有限会社オータムワーキング 地域生活支援センターふらっとセンター長
	犬飼 知子	NPO法人ポップシップ代表理事
	玉上 博康	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人えりじあ福祉会 ワークショップさかえ
	松林 宏	J P S 訪問介護ステーション管理者
	田村 智久	府中市パーキンソン病友の会会長
	椛島 剛之	障害当事者
◎	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会会長
	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会会員
	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会会長
	吉井 康之	府中市社会福祉協議会地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護 課長補佐兼まちづくり推進係長兼府中ボランティアセンター長 (令和2年3月まで)
	田中 研二	府中市社会福祉協議会地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護 課長補佐兼権利擁護係長 (令和2年6月から)
	松田 豊	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭
	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員 (現東京都立府中療育センター)
	塚本 美樹	府中公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
	鹿内 弘実	東京都立府中療育センター事務次長
	山科 美絵	多摩府中保健所地域保健第一担当課長代理 (令和2年3月まで)
	橋本 雅美	多摩府中保健所地域保健第一担当 (令和2年6月から)

会議開催状況と内容

【令和元年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	4月23日	○府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について ○専門部会について ○会議のスケジュールについて
第2回	10月3日	○各専門部会からの報告
第3回	1月31日	○各専門部会からの報告

◎相談・くらしの部会

	日程	内容
第1回	5月16日	○地域生活支援拠点等の概要について
懇話会	6月26日	「これからの府中市の障害者相談支援のありかたを考える懇話会」の開催
第2回	7月2日	○懇話会の振り返り ○地域生活支援拠点等の整備の目的について
第3回	8月2日	○厚生労働省の担当者による説明会について ○八王子市への視察について
説明会	9月4日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活推進室より藤川雄一専門官を招いて、地域生活支援拠点等に関する説明会を開催した。
視察	9月24日	視察先：八王子市
第4回	10月18日	○説明会及び視察の振り返り ○地域課題の抽出方法について
第5回	11月25日	○「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」の開催について
第6回	12月16日	○「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」の参加者及び当日の流れについて
意見交換会	2月12日	「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」の開催

◎就労支援部会

	日程	内容
第1回	5月17日	○今年度の検討テーマについて
第2回	6月13日	○雇用者に向けた障害理解啓発について
第3回	7月18日	○雇用後の定着支援における雇用者の役割について
第4回	8月21日	○中間報告に向けたまとめ ○今後の検討の方向性について
第5回	11月19日	○就労定着に向けた各機関の役割について
第6回	12月24日	○中間報告に向けたまとめ ○市内中小企業へのヒアリングについて

【令和2年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	7月31日	○各専門部会からの報告 ○会議のスケジュールについて ○今年度の懇話会実施について
第2回	10月16日	○各専門部会からの報告 ○障害者団体等への報告及びアンケートについて
第3回	中止	新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、開催を中止とした

◎相談・くらしの部会

	日程	内容
第1回	6月19日	○「地域生活支援拠点等を考える意見交換会」で抽出された地域ニーズの分類について
第2回	7月15日	○「相談」機能について ○「緊急時の受け入れ・対応」機能について
第3回	8月3日	○「相談」機能について ○「緊急時の受け入れ・対応」機能について

第4回	9月4日	○「体験の機会・場」機能について ○「専門的人材の確保・養成」機能について ○「地域の体制づくり」機能について
第5回	10月28日	○障害者団体等への部会報告及びアンケートについて ○「地域の体制づくり」機能について
第6回	11月27日	○答申に向けたまとめ
第7回	12月25日	○答申に向けたまとめ

◎就労支援部会

	日程	内容
第1回	6月26日	○中小企業の障害者雇用に関するヒアリング先について ○就労移行支援事業所へのアンケートについて
第2回	7月16日	○就労移行支援事業所へのアンケート内容について
第3回	9月24日	○アンケート結果に基づく、就労支援及び就労定着支援の課題について
第4回	10月19日	○障害者団体等への部会報告及びアンケートについて ○中小企業の雇用促進に向けた支援と就労定着のための支援について
第5回	11月11日	○雇用促進に向けた各機関の役割について ○市が担うべき役割について
第6回	12月24日	○答申に向けたまとめ